

平成 21 年度 財団法人新宿区生涯学習財団第 6 回理事会議事録

1 日 時 平成 22 年 3 月 19 日 (金) 午後 14 時 00 分から

2 会 場 新宿コズミックセンター3階 大会議室

3 出席者 (理事現在数 15 名 定足数 10 名)

理事 小野寺 孝次	理事 小柳 俊彦	理事 佐藤 洋子
理事 酒井 敏男	理事 白井 裕子	理事 中山 弘子
理事 谷頭 美子	理事 平田 達	

書面表決者

理事 岡田 芳朗	理事 小澤 弘太郎	理事 小柴 和正
理事 武井 正子	理事 新田 満夫	理事 橋本 巖

事務局

小野寺事務局長	林歴史博物館館長	諏訪事務局次長	小林経営課長	
堂元経営課長補佐	世良事業一課長	堀田事業一課長補佐		
青木事業二課長	鈴木学芸課長			
岸田主任主事	粟屋主任主事	桑島主任主事	橋爪主任主事	武富主任主事
内藤主任主事	岡田主任主事	森田主任主事	守谷主任主事	

4 定足数の確認

理事現在数 15 名中 14 名出席 (書面表決者 6 名を含む)。寄附行為第 26 条第 1 項の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

5 開会宣言

6 議事録署名人の選出

寄附行為第 28 条の規定に基づき、谷頭理事及び小野寺理事の 2 名を議事録署名人として選出した。

7 議題

議案第 53 号 公益財団法人新宿未来創造財団基本財産の運用 (案)
議案第 54 号 公益財団法人新宿未来創造財団会計監査人の報酬 (案)
議案第 55 号 公益財団法人新宿未来創造財団重要な使用人の選任 (案)
議案第 56 号 公益財団法人新宿未来創造財団情報公開審査会設置規則 (案)
議案第 57 号 公益財団法人新宿未来創造財団情報公開規程施行規則 (案)

- 議案第 58 号 公益財団法人新宿未来創造財団個人情報保護規程施行規則（案）
議案第 59 号 公益財団法人新宿未来創造財団職員の職務に専念する義務の
免除に関する規則（案）
議案第 60 号 公益財団法人新宿未来創造財団職員の昇任に関する規則（案）
議案第 61 号 公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則施行細則（案）
議案第 62 号 公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則（変更案）
議案第 63 号 公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則（変更案）
議案第 64 号 公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則（変更案）
議案第 65 号 公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム労働者就業規則（変更案）
議案第 66 号 公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生及び健康管理規則（変更案）

事務局報告

公益財団法人移行認定について

8 議事の経過の概要及び結果

- (1) 議案第 53 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (2) 議案第 54 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (3) 議案第 55 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (4) 議案第 56 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (5) 議案第 57 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (6) 議案第 58 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (7) 議案第 59 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (8) 議案第 60 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (9) 議案第 61 号について、資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で可決した。
- (10) 議案第 62 号から 66 号について、資料に基づき一括して説明を行った後、63 号については質疑を行い、それぞれ原案どおり全員一致で可決した。

9. 事務局報告

- ・公益財団法人移行認定について説明を行った。

(議事の詳細・経過については、後出の理事会議事録のとおり。)

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。
なお、軽易な文言の修正は、理事長に委任する。

平成21年 3月19日

議 長 中山 弘子 印

議事録署名人 谷頭 美子 印

議事録署名人 小野寺 孝次 印

第6回 理事会

平成22年3月19日

○中山理事長 それでは皆様、本日はお忙しいところご出席を頂きまして、ありがとうございます。また、日ごろから本財団の事業のあり方につきまして、貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございます。

それでは、定足数の確認を行います。事務局から報告を、お願い致します。

○小林経営課長 経営課長です。

理事限界数15名、定足数が10名のところ、ただ今8名の理事の方のご出席頂いております。また、6名の方から書面表決を頂いておりますので、合わせて14名の出席があるということで定足数に達しております。本理事会は有効に成立しておりますことをご報告致します。

以上でございます。

○中山理事長 ただ今、事務局から報告がありましたとおり、本理事会は有効に成立しております。

既にご通知申し上げましたように、これから議決頂きますのは、会議次第にあります議案第53号から第66号についてです。皆様、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、ただ今から平成21年度第6回財団法人新宿区生涯学習財団理事会を開催致します。

議事録署名人の選出を行います。

本日は、谷頭理事と小野寺理事にお願い致したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 よろしいですか。それでは、両理事にお願い致します。

これより議事に入ります。

議案第53号、公益財団法人新宿未来創造財団基本財産の運用(案)について、まず事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問のある方は、どうぞお願いします。

ご発言がなければ、質疑を終了してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 それでは、議案第53号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第53号、公益財団法人新宿未来創造財団基本財産の運用(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第54号、公益財団法人新宿未来創造財団会計監査人の報酬(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明は、終わりました。

ご意見、ご質問のある方は、どうぞ。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案第54号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第54号、公益財団法人新宿未来創造財団会計監査人の報酬(案)については、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第55号、公益財団法人新宿未来創造財団重要な使用人の選任(案)について、事

事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明を終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

よろしいですか。ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案第55号について、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第55号、公益財団法人新宿未来創造財団重要な使用人の選任(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第56号、公益財団法人新宿未来創造財団情報公開審査会設置規則(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明は、終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案56号について、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第56号、公益財団法人新宿未来創造財団情報公開審査会設置規則(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第57号、公益財団法人新宿未来創造財団情報公開規程施行規則(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明は、終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案第57号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第57号、公益財団法人新宿未来創造財団情報公開規程施行規則(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第58号、公益財団法人新宿未来創造財団個人情報保護規程施行規則(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明は、終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案第58号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第58号、公益財団法人新宿未来創造財団個人情報保護規程施行規則(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第59号、公益財団法人新宿未来創造財団職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明は、終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案第59号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第59号、公益財団法人新宿未来創造財団職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第60号、公益財団法人新宿未来創造財団職員の昇任に関する規則(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明は、終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案第60号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第60号、公益財団法人新宿未来創造財団職員の昇任に関する規則(案)について、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第61号、公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規則施行細則(案)について、事務局の説明を受けます。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明は、終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案第61号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 異議なしと認め、議案第61号、公益財団法人新宿未来創造財団職員給与規程施行細則(案)について、原案どおり決定致します。

続いて、議案第62号から議案第66号までにつきましては、12月22日の第4回理事会において議決した規則の一部変更(案)でございますので、一括して事務局の説明を受け、その後、個別の議案につ

いてお諮りを致します。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 説明は、終わりました。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

○平田理事 議案63号のところの12条の内容で、「役員の場合は戒告とし」と書いてあるけれども、これは役員にはその他の処罰規定はないんですか、あるんですか。戒告だけなんですか。

○諏訪事務局次長 戒告のみでございます。役員が規程がございません。

○平田理事 戒告でとまり。

○諏訪事務局次長 はい、そうです。

○平田理事 そうすると、役員が悪いことをしても戒告だけでとまる。それじゃ、誰がそれを取り締まるの。

○諏訪事務局次長 理事・評議委員会の規程等で、問題があった場合は、例えば理事につきましては、評議員会での規程がございまして、代表理事の選定及び退職につきましては、理事会で実施を致します。あと、評議員につきましては、評議員選定委員会が……理事会で、理事、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職につきましての権限を理事会が持つということでございます。

○小野寺事務局長 あと、それ以外にはないのかどうか。

○諏訪事務局次長 申しわけございません。定款の27条で、理事、監事につきましては、職務上の義務に違反し、あるいは、職務を怠けたときにつきましては解任することができるということになってございます。評議員会の決議によって、解任をするということになっております。あと、会計監査人につきましても、評議員会の決議によって、職務違反をした場合は解任をするという形になっております。

○小野寺事務局長 懲戒の処分というような形での規定はございませんで、今次長が申し上げましたように、理事または監事が次のいずれかに該当するときについては、評議員会の決議によって解任することができるという規定になっておりまして、この職務の義務違反とか職務懈怠、それとか心身の故障とか職務執行に支障があったというふうな場合が規定をされているだけで、具体的な懲戒だとかという形の処分の種類等については、決められていないということになってございます。

○平田理事 その場合の役員は理事を指すんですか、理事と評議員。

○小野寺事務局長 理事、評議員等については、役員になります。

○平田理事 だから、理事、評議員の身分にふさわしくない行為があったときに、それは理事会なり何なりで身分を剥奪する。出発点がそこにあるから、懲戒の対象の事項ではないと。

○小野寺事務局長 なっていないということです。

○平田理事 そうなると、今度はこの懲戒処分の内容のうちの役員の場合は、戒告のみとしという、その戒告だけで身分の剥奪までいかないような行為の懲戒という場合に、戒告をして、おまえ気をつけるよと言って終わりにすると、こういうふうに理解すればよろしいですか。

○小野寺事務局長 それらの事実等につきまして、それぞれ評議員会、理事会等に報告をし、そこで判断をして頂くという手続になるかと思えます。

○平田理事 なるべく、戒告する機会がないように。ちょっとよくわからない。

○白井理事 その関係で、ちょっとわからないこと。まず、その役員に関して懲戒処分をする人は、誰なんですかというのが1つですね。

それから、2つ目は、普通懲戒処分といった場合には段階があって、戒告で、それで一番重いのが多分解任という処分の内容になると思うのですがけれども、その辺は先程の定款との関係で、今やっている63号というのは、公益通報者保護規則に関する対象の何か条文のような形で、前後がないもので、よくわかりません。

○中山理事長 これは、おっしゃったように公益通報者保護規則の12条について、このように改正をするということなのですから。12条をちょっと。

○小野寺事務局長 それでは、公益通報者の12条につきまして、ちょっと読み上げさせていただきます。

懲戒等という項目で、第12条でございます。第5条第1項ただし書きとなっているのですが、第1項のただし書きと申しますのは、通報等の窓口での対応という規定になっているものですが、「による個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、第10条第2項に規定する者が」、第10条第2項と申しますのは通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署に關与する者、その他情報を知り得た者ということですが、「通報者の氏名、その他、秘密を漏えいした場合及び同条第3項に規定する者」、というのは役職員等でございます、「が通報者の氏名等の開示を求めた場合、または前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処す」と、こうなっているのが12条の1項でございます。

2項では、「懲戒処分の内容は、役員（監事を除く）の場合は戒告とし、職員等の場合は就業規則に従い、戒告、減給、諭旨退職、または懲戒解雇とする。ただし役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない」ということですね。それから、「前項の懲戒処分は役員については理事会が決議し、職員等については理事長がこれを行う」というのが第12条で定めている規定でございます。

○中山理事長 よろしいでしょうか。

今のお話で、私も聞き逃したのかもしれませんが、役員の場合には、いわゆる公益通報者保護規則でかわるのは、公益通報のどういう人がやったのかというのを聞くというような、聞いた場合には、こういうことですよということのようですね。ですから、役員の場合は戒告とし、というようなことで、他の人達はもっと違う、漏らしたり多くの重大なことを行うこともあり得るということで、このような範囲になっているという理解でよろしいですか。

○小野寺事務局長 はい、いいです。

○中山理事長 よろしいでしょうか。

他にはございませんか。

○平田理事 悪いという意味じゃないのですが、ちょっと私は言葉にうるさい方なものだから、この中に余り気分がよくない言葉というのは、この59条の職務に専念する義務の免除に関する規則って、職務に専念しなくてもいいというようなことは、身分がある以上は24時間どこにもない訳で、それを、義務を免除するという日本語は余り好きじゃない。要するに、こういう研修会や講習会に行くのも、職務の延長線の中でやっている訳で、具体的に今の時間は職務についていなくてもいいというだけの意味なのに、抽象的な職務専念義務までその時間はなくなるような表現の言葉というのは、日本語して極めて未熟な言葉じゃないだろうか、本質をよく見ていない言葉じゃないだろうか。こういう文章の規則をつくってもらいと、古い人間は、今の時代は変わったなど、こういうことになる。以上であります。

○小野寺事務局長 実は、以前の理事会でもこの用語につきましては指摘を受けたことがございまして、できるだけ私どもの方も民間で通常使われているような言葉を使いたいということでは、心がけてきた訳でございますけれども、なかなかそれらに見合うようなところが見つからなかったということもあり、この用語を使いましたが、今後ふさわしい表現等がございましたら、その機会でご改めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○平田理事 よろしくお祈りします。

○中山理事長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 それでは、他に何かご意見、ご質疑等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がなければ、質疑を終了致します。

議案それぞれについて諮ってまいりたいと思いますので、議案第62号、公益財団法人新宿未来創造財団例規文書規則変更（案）について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 異議なしと認め、議案第62号について原案どおり決定致します。

次に議案第63号、公益財団法人新宿未来創造財団公益通報者保護規則変更（案）について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 異議なしと認め、議案第63号について原案どおり決定致します。

次に議案第64号、公益財団法人新宿未来創造財団契約職員就業規則変更（案）について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 異議なしと認め、議案第64号について原案どおり決定致します。

次に議案第65号、公益財団法人新宿未来創造財団パートタイム労働者就業規則変更（案）について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 異議なしと認め、議案第65号について原案どおり決定致します。

次に議案第66号、公益財団法人新宿未来創造財団安全衛生及び健康管理規則変更（案）について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中山理事長 異議なしと認め、議案第66号について原案どおり決定致します。

続いて、それでは事務局より報告事項がございますか。

〈資料に基づく説明省略〉

○中山理事長 それでは、事務局からの今の報告は、これで終わりですか。

皆さん、今の報告について何かご質問、ご意見ありますか。

○平田理事 職員配置予定を頂きましたね。この中には主管課というのはないんですか、あるんですか。

○小野寺事務局長 この中の一番左側のところのゴシック体で経営課、施設課というふうに左側にずっと並んでおりますのが、組織規程上の課でございます。

○平田理事 この議案62条のところの要綱は主管課において発議すると書いてある、この主管課に該当するところは、どこになりますか。

○小野寺事務局長 これは一番左側の7つの課が、要綱等については、この課で発議をするということでございます。

○平田理事 主管課というのは、その独立した課というのがあるのではなく、この担当の課という意味だね。

○小野寺事務局長 そういう意味でございます。

○平田理事 じゃ、私の誤解です。それを扱っている課という意味での。

○中山理事長 担当課という意味になっています。それを主に担当している。

○平田理事 わかりました。

○中山理事長 他に何か、今の報告事項等についてご質問などございますか。

よろしいですか。どうですか、このロゴは。とても何か動きがあつて、私は「あらっ」と思いましたけれども。

○平田理事 区長さんの写真でも入れたほうが。

○中山理事長 いや、それは……。

○佐藤理事 このロゴマークは、広報はどうなるんですか。

○小野寺事務局長 今日は、まだ3月なものですから入れておりませんが、こういうレガス紙等には、これからこのロゴマークを使いながら発信致しますし、4月1日には、主要な事務所を置いていると

ころには、このロゴマーク入りの新しい財団名称の看板のプレート等について、設置をするという予定になっております。

なお、このロゴマーク等につきましては、文字等も含めまして、現在、弁理士のほうにこれを登記するような形で、現在手続を進めているところをごさいます、類似マーク等もないということで、このまま登録ができる予定になっております。

○中山理事長 いろんな形で、これからこの新宿未来創造財団のイメージを大きく担ってもらおうロゴということで、活用をして頂くということでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中山理事長 他には何かございますか。よろしいですか。

それでは、皆様の方からも今の報告とは全く関係ないことで結構ですので、何かご意見や、感想等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、これをもちまして本日の理事会、閉会とさせていただきます。

そして、実は最後に私の方から一言ご挨拶させていただきます。

今日、皆様にこのようにお忙しい中、お時間を割いて頂きましたが、当財団としては、これが最終の理事会となりました。御存じのとおり、当生涯学習財団は、平成12年度の設立以来、区政との連携を保ちながら、その持てる公益性と、それから柔軟性、そして機動性を生かすということで、総合的な生涯学習事業を区民の中に、区民とともに、また十分な提供ということで、これまで推進に取り組んでまいったところでございます。

そして、この4月には、皆様方に本当にこの間、随分お時間を頂きましたが、新宿文化・国際交流財団と統合して、新宿未来創造財団となる訳でございます。この新しい財団は、まさに民の力を活用した、そして、より幅広い総合的な区民の皆さんが、この地域のみんなで担っていく、そして、生き生きとよく生きていくということを支援できる財団として今後発展していきたいという思いで、ここに出席の職員も気持ちを一つにしていることと思えます。

この新しい財団における理事は、平成21年10月21日の第3回理事会でご報告させて頂いたとおりでございます、生涯学習財団としての理事会は、先程申しましたように、本日が最終でございます。そういった意味で、本当にこれからは皆様方には、この新しい財団が、まさにこれまでの財団を超えて、多くの区民に本当に活用していただける。そして、区民とともにある財団となるように、ご支援やご協力を頂き、また、いろいろなご意見等も賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

本当に、これまでお忙しい中を、大変なお時間を割いて頂いてご尽力を賜りましたことを、心から御礼を申し上げまして、最終の理事会となりました本日のご挨拶とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。

○谷頭理事 私もちよっといいですか。

私も新しい財団ですか、そちらの方では評議員ということで、お役職を頂きましたけれども、皆様と理事会では今日は最後になりますので、私は日頃区民の中では草の根の活動と、それから生涯学習の方で活動させて頂いておりますので、本当に理事の方々とご一緒させて頂きまして、本当にありがとうございました。

また、今後ともよろしく、評議員のほうでよろしくお願ひ致します。

○中山理事長 それでは、皆さん本当にありがとうございました。

これからも、どうぞよろしくお願ひ致します。